

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
こどもの居場所づくり in かわぐち
- 三 代表者の氏名  
添田 朋子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市北原台二丁目十番十八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域のこどもたちの居場所づくりの活動を通して、地域住民が主体となって、こころ、栄養及び学習の分野で個々のこどもが必要とするサポートを行い、地域の中で新たな連携関係を築き、こどもたちの健全な成長を見守ることを目的とする。